

## 「スマイルフェスタ2022 ～つながる笑顔、つながる姫路～」出展規約及び誓約事項

### <出展規約>

#### 1. 申し込みについて

- ① 申込書等の提出はあくまでも申込みであり、出展を確約するものではありません。仮に出展希望者多数となった場合には、公益社団法人姫路青年会議所(以下「主催者」という)において選出し出展の可否をご連絡します。
- ② 暴力団関係者及び反社会的勢力と関係を有する方の申し込みはできません。
- ③ 出展が決定した後は、主催者の指示に従い、出展料等の支払いを行ってください。

#### 2. 出展者は、各出展ブースに、以下に掲げる物品の持ち込みはできません。

- ① 発火、または引火しやすいもの
- ② 著しい火災、煙等を発するもの
- ③ 著しい音響、振動、粉塵、悪臭を発するもの
- ④ 接触、または接近する事により事故を起こす恐れがあるもの
- ⑤ 出展会場を汚染、損傷する恐れがあるもの
- ⑥ 警察、保健所、消防署の指導によるもの
- ⑦ その他、主催者が不相当と認めるもの

#### 3. 出展者において、次に掲げる事項があったとき、主催者は、出展にかかる契約を一方的に解約することができます。主催者は、それにより発生する出展者に発生する損害は賠償する責めを負いません。

- ① 出展者が、持込禁止物品を持ち込んでいることが判明したとき。
- ② 出展者が、本書面記載の誓約事項に違反したとき。
- ③ 出展者が暴力団関係者、暴力関係事業者等の反社会的勢力に該当することが認められたとき。
- ④ 出展者が、主催者及び関係者等に対して、暴力的要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき。
- ⑤ 出展者が、主催者の指示を拒み、従わなかったとき。
- ⑥ 出展者の行為において、諸法令・規則違反が発覚したとき

#### 4. 前項により、出展にかかる契約を解約された場合、開店時間等にかかわらず、主催者の指示に従い速やかに退店、退去等をしていただきます。

#### 5. 荒天、緊急事態の発生その他の事情により、主催者の判断で、中止または開催規模を縮小することがあります。その場合、出展者者に発生した損害等については責めを負いません。

#### 6. 各出展者の行為により、来場者等第三者に損害を与えた場合、主催者はその損害賠償の責任を負いません。各出展者において、あらかじめ賠償責任保険等に加入するなどの対策を執るようにしてください。

#### 7. その他、出展者に対する留意事項を理解の上、その指示に従ってください。

### <申込者の誓約事項>

- ① 私は、出展時間および出展場所等について、出展場所、営業時間などを含めた一切について、運営本部の指示に従います。
- ② 私は、出展にあたり、いかなる時も周囲への安全に注意します。万が一、来場者にけが等をさせた場合には一切の責任を負担するとともに、速やかに運営本部に対して報告します。
- ③ 私は、来場者、他の出展者に対し、不快を与えるような行為を行いません。
- ④ 私は、出展にあたり、食品衛生に十分注意します。保健所への申請等については、個人の責任で行い、食中毒やその他事故の一切の責任を負担します。
- ⑤ 私は、出展期間中、廃棄物の発生をできるだけ抑えるとともに、発生した廃棄物は、持ち帰るなど自己の責任において処分します。
- ⑥ 私は、出展ブースにおいて、火気を使用するにあたり、その安全には細心の注意を払い、事故等を発生させないようにします。
- ⑦ 私は、貸与を受けた備品について、適切に管理、使用します。仮に会予備品等に損害を与えた場合には、これを賠償する責任を負います。
- ⑧ 私は、申込書記載の事項が真実であることを誓約するとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに連絡します。